

1418

# 秘理

極秘

昭和十八年四月一日改定昭和十八年八月一日中改正  
南方軍軍政總監部 航務課

南方軍軍政總監部



陸軍省

271

軍總政密第三二四號

軍政總監部執務規程ノ件

部内一段

南方軍軍政總監部執務規程本册ノ題

昭和十八年四月一日

南方軍軍政總監 黒田重徳

軍政總監部執務規程

一 總 則

第一條 南方軍軍政總監部ニ於ケル執務要領ニ關シテハ戰時高等司令部勤務令、南方各軍司令部勤務令及南方軍總司令部執務規程ニ依ルノ外本規程ニ依ル

二 分 掌

第二條 軍政總監部ニ左ノ部ヲ置ク

- 總 務 部
- 財 務 部
- 產 業 部
- 調 査 部
- 敵 産 管 理 部

右ノ各部ノ外軍政會計監督部ヲ置ク

第三條 總務部長ハ軍政總監ヲ補佐シ其ノ意圖ヲ承テ軍政總監部一切ノ業務ノ統轄整理ニ任ス

第四條 總務部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一 軍政ニ關スル業務ノ大綱及統制ニ關スル事項
- 二 軍政總監部一般業務ノ統轄
- 三 軍政ニ關スル陸海軍協定ノ細部ニ關スル事項
- 四 軍政實施ノ監督ニ關スル事項
- 五 人事及功績ニ關スル事項
- 六 公文書類及成案文書ノ審査接受及編纂保存ニ關スル事項
- 七 官印ノ管守ニ關スル事項
- 八 司法及警務ニ關スル事項
- 九 物資生産及生産力擴充ノ基本ニ關スル事項
- 一〇 總動員、物資動員及交易ニ關スル事項
- 一一 各軍軍政機關ノ編成職域ニ關スル事項
- 一二 軍政會計豫算ノ基本ニ關スル事項
- 一三 機密保持ニ關スル事項
- 一四 軍政會計監督部ニ關スル事項

- 一 賞罰ニ關スル事項
- 二 休暇出張視察ニ關スル事項
- 三 命令、法規ニ關スル事項
- 四 會計經理ニ關スル事項
- 五 宣傳ニ關スル事項
- 六 教育、康成、思想、宗教、民族ニ關スル事項
- 七 衛生、警察、防疫ニ關スル事項
- 八 一般取締及其他各部ニ屬セザル事項
- 九 陸上交通及海運海上交通ニ關スル事項
- 十 郵便電信電話ニ關スル事項
- 十一 港灣、船舶、海員ニ關スル事項
- 十二 第五 財政部ニ於テハ左ノ事項ヲ舉ル
  - 一 金融財政幣制爲替及稅務ニ關スル事項
  - 二 算政會計豫算決算ニ關スル事項
  - 三 銀行保險ニ關スル事項

四 物價ニ關スル事項

第六條 産業部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 工業、鑛業、農林業、畜産業、水産業等産業ニ關スル事項

二 南方民間企業經營ノ監督指導並補助ニ關スル事項（他部ノ所掌

事項ヲ除ク）

三 抽税ニ關スル事項

四 物資ノ生産配給ニ關スル事項

五 資源回收ニ關スル事項

六 産業獎勵ニ關スル事項

七 勞務ニ關スル事項

八 特許ニ關スル事項

第七條 削、除

第八條 調査部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 政治、經濟、資源、文化等ノ調査ニ關スル事項

二 統計及資料ノ作成ニ關スル事項

資料ノ蒐集整備編纂及保存ニ關スル事項

機密以外ノ圖書ノ保存刊行並ニ出版檢閲ニ關スル事項

學術ニ關スル事項

六 調査研究機關ニ關スル事項

第九條 財産管理部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 財産ノ調査及管理ニ關スル事項

二 財産ノ評價利用及拂下ニ關スル事項

第十條 軍政會計監督部ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 軍政會計經理ノ監督ニ關スル事項

二 南方民間企業ノ會計及原價ノ監査ニ關スル事項

第十二條 各部長ハ軍政總監ノ命ヲ承ケ部内ヲ統轄シ部務ヲ掌ル

第十三條 部員及附ハ上官ノ命ヲ承ケ擔任ノ事務ヲ掌ル

第十四條 必要ニ關シ各部ニ所屬ノ存給若クハ無給ノ獎勵ヲ巨クコ

トシ得、勳記ハ專門事項ニ關スル調査研究ニ從事ス

下ヲ得、勳記ハ專門事項ニ關スル調査研究ニ從事ス

第十五條 部長候員ナル時又ハ事故アル時ハ特ニ示ス場合ノ外部長ノ高懸先任者部長ノ職ヲトルモノトス

第三章 附則

第十六條 常ニ大東亞戰爭ノ本質ニ透徹シ新日本建設ノ理想ヲ明ニシ軍政ノ本義ヲ体现シ常ニ上司ノ意圖ヲ察シ之ヲ諒トシテ之ノ實情ヲ把握シ且各地域ノ特性ヲ詳知シ以テ軍政進歩ノ指針ヲ期スルモノトス

第十七條 軍政ニ携ハル者ハ先ツ身ヲ正シクシ至誠殉國ノ熱意ト勇往精進ナル實行力ヲ養ヒ教習ヲ以テ專ニ營リ率先垂範ヲ以テ行動ノ基本トスルヲ要ス特ニ軍紀ヲ確立シ風紀ヲ振作スヘシ

第十八條 軍事施策ノ目的ヲ確認シ一徹政治ヲシテ之ト乖離セシムルコトナク常ニ之ヲ培養推進スルコト肝要ナリ

第十九條 企劃指導ニ方リテハ目的ヲ明徹ニシ實行ノ爲メノ諸元ヲ的確ニ把握シ廣ク且深く考察ヲ遂ケ特ニ實行ノ能否ニ心スルコト肝要ナリ



第二十條 各軍軍政監部ニ對スル軍政總監部ノ意圖徹底特ニ命令  
指示ノ實行ニ注意スルト共ニ(實行監督)報告、通報ニ留意スル  
コト所要ナリ上司ニ對スル實行報告(中間報告)及關係各部等左  
右ノ進捗ヲ勵行シ樂意ニ以テ進捗ナカレシムルヲ要ス

第二十一條 重要ナル策案ノ作成ニ方リテハ所屬ノ部員及附ヲ兼メ  
研究ヲ行フモノトス

第二十二條 特ニ秘密關係機關ニ留意スヘシ

極秘

陸軍政務第八〇〇號

南方軍軍政總監部 陸軍中改正ノ件報告

昭和十八年八月一日

南方軍軍政總



陸軍次官殿

昭和十八年四月一日附南總政密第三一四號南方軍軍政總監部執務規

看

一 第二條中文通部ヲ削除ス

譯

二 第四條二二三乃至二五トシテ左ノ追加ス

高

三 國運、陸上交通及海上交通ニ關スル事項

三 郵便、電信、電話ニ關スル事項

三 港灣、航路、船舶ニ關スル事項

三 第七條削除ス

交通

陸軍

陸軍總務部

物

